

指導監査において多く見られる指摘事項
【処遇面（保育所、幼保連携型認定こども園）】

指摘事項	指摘内容	ポイント
利用契約書について	利用者の記入漏れや押印の無いものがある。	利用契約書の必要項目の記載に漏れないよう、契約締結時によく確認をしてください。
重要事項説明書について	重要事項説明書の記載内容が現状と異なっていたり、利用期間や同意欄等の記入漏れがある。	あらかじめ保護者に対して説明するとともに、保護者から同意を得られていることが確認できるようにしておいてください。
非常災害対策計画について	園（施設）の防災マニュアルにおいて、国通知による項目が確認できない。	<p>厚生労働省通知「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日雇児総発0909第2号）」では、非常災害対策計画に盛り込む項目として、以下の例が示されています。計画にはこれらの項目を漏れなく盛り込み、あわせて施設の状況や地域の実情を踏まえたものとしてください。</p> <p>【非常災害対策計画に盛り込む項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉施設等の立地条件（地形等） (2) 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等） (3) 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等） (4) 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等） (5) 避難場所（市が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等） (6) 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等） (7) 避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等） (8) 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等） (9) 関係機関との連携体制
緊急時対応訓練について	児童が乳幼児突然死症候群（SIDS）やアレルギーを発症した事態を想定した緊急時対応訓練及び研修を定期的に行っていない。	「睡眠時の安全対策の手引き」や「アレルギー対応の手引き」に訓練の具体例を載せていますので参考にして緊急時に素早く対応できるよう備えておいてください。
	土曜日や園長（施設長）不在時等の想定、119番通報等の様々な状況を想定した訓練を実施していない。	いつもとは違う環境や人員体制等、様々な場面を想定した緊急事態に備えて適切で迅速な対応ができるよう訓練の実施に努めてください。 ※参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」

指導監査において多く見られる指摘事項
【処遇面（保育所、幼保連携型認定こども園）】

指摘事項	指摘内容	ポイント
オラブリス薬剤の管理について	オラブリス薬剤受入時又は年度替わり等で簿冊を新しくした時に、薬剤管理簿に使用期限を記入する等の薬剤管理ができていない。	薬剤の受け入れ時や年度替わり等で簿冊を新しくした際には、必ず、薬剤の使用期限を確認・記載し、常に適正な薬剤でのフッ化物洗口を行ってください。
フッ化物洗口の実施について	フッ化物洗口の実施時期が適切でない。	継続的な実施が効果につながります。ほとんどの子どもが4歳児クラスで経験している5歳児クラスは4月実施、4歳児クラスは遅くとも6月実施を目安にしてください。
プール活動について	塩素剤投入及び水質検査を、入水直前に実施していない。	塩素は時間の経過とともに水中から徐々に揮発していきます。濃度が下がると殺菌力が減少または消滅するため、入水直前（15分以内を目安）投入をしてください。
	遊離残留塩素濃度が適正範囲内に保たれていない。	遊離残留塩素濃度がプール内のどの部分でも、0.4mg/Lから1.0mg/Lになるように保ってください。
園外保育計画について	園外保育計画書に、予定（実施）人数や引率者名の記入や、園長（施設長）の決裁を得ていない。。	園外保育計画書には、実施日・行先・人数・引率者名・経路を記載し、園長（施設長）の了承を得た上で実施するよう安全管理体制に努めてください。
温湿度の測定について	測定が午前午後の2回実施できていない。	保育室内に温度湿度計を設置し、夏：26～28℃、冬：20～23℃、湿度：60%を目安として安全快適な保育環境に努めてください。2回の内1回は午睡直後の測定が望ましいです。 ※参考「保育所における感染症ガイドライン」（厚生労働省2018）
各種記録について	記録の修正の際に、修正テープ（修正ペン）を使用している。	記録の修正の際には、見え消しで対応することが望ましい。
	睡眠チェックの記録に、確認者を記入していない。	「睡眠時の安全対策の手引き」を確認し、内容を遵守してください。
	職員会議録について、会議内容を欠席者も含めた職員間で共有できていない。	会議の内容や必要な情報が職員間で共有されるような仕組みに努めてください。

指導監査において多く見られる指摘事項
【処遇面（保育所、幼保連携型認定こども園）】

指摘事項	指摘内容	ポイント
全体的な計画について	<p>園（施設）の基本理念や教育・保育目標に基づき、園を取り巻く地域の実態、園児の家庭の状況などを考慮した計画になっていない。</p> <p>「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮した「ねらい」と「内容」が設定できていない。</p> <p>乳児期の「ねらい」及び「内容」については、乳児期の発達の特徴を踏まえた3つの視点から示せていない。</p>	<p>「全体的な計画」の作成にあたっては、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、◎園の方針や目標、◎子どもの生活や発達の長期的見通し、◎地域及び家庭の実態などを考慮して作成してください。</p>
ねらいについて	<p>養護・教育（生活とあそび）の両面から記述できていない。</p>	<p>養護と教育の一体性を意識して保育するために、養護・教育の両面からのねらい設定が望ましい。また、教育のねらいについても、園で過ごす一日の生活や遊びを通して様々な経験を積み重ねているため、生活とあそびの両面からのねらいを設定することが望ましい。</p>
教育のねらいについて	<p>生活とあそびの両面から記述できていない。</p>	
養護のねらいについて	<p>養護の捉え方について、保育士（保育教諭）側から記述していない。</p> <p>子どもの活動や配慮と混同しないような、捉え方になっていない。</p>	<p>養護は、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士が（保育教諭）行う援助や関わりであり、教育・保育を行う上での基盤になる重要なものです。保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を確認し理解を深めてください。</p>
指導計画について	<p>「ねらい」や「内容」が、短期的計画におりるほどより具体的に捉えられていない。</p>	<p>「全体的な計画」に基づき、子どもの成長発達を見通した長期的な指導計画とそれに関連しながら、より具体的な子どもの姿に即した短期的な計画を作成してください。</p>
評価、反省について	<p>課題や改善点等について、次の保育につながるように記述できていない。</p>	<p>子ども理解に基づいた評価を適切に行い記録することが、今後の指導の方向性を探る資料になり、日々の実践の質を高めることに繋がります。</p>